



平成 23 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社九州リースサービス
代表者名 取締役社長 藤 丸 修
(コード番号 8596 福証)
問合せ先 常務執行役員業務本部長 山下 伊佐夫
(TEL. 092-431-2530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条に定める事業目的の一部追加をするものであります。
- (2) 公告の迅速化と効率化のために、現行定款第 5 条に定める公告方法を電子公告（事故等やむを得ない場合は日本経済新聞）に変更するものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため現行定款第 18 条に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。
- (4) 会社法第 459 条第 1 項各号により、定款に定めることによって剰余金の配当等について権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策及び配当政策を図るため現行定款第 33 条を変更及び不要となる条項を削除、並びに現行定款第 34 条も不要となるため削除し、配当基準日を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条（目的） 1. 各種動産、無体財産のリースおよび売買（割賦販売含む）並びにリース、売買の仲介 2. ～10. （条文省略）	第 2 条（目的） 1. 各種動産、無体財産のリースおよび売買（割賦販売含む）並びにリース、売買の仲介、 <u>管理サービス業務</u> 2. ～10. （現行どおり）
第 5 条（公告方法） 当会社の公告方法は、 <u>日本経済新聞に掲載して</u> 行う。	第 5 条（公告方法） 当会社の公告方法は、 <u>電子公告の方法により</u> 行う。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して</u> 行う。
第 18 条（任期） 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第 18 条（任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 33 条（剰余金の配当） <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第 33 条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>（削除）</p>
<p>第 34 条（自己株式の取得） <u>当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 34 条（剰余金の配当基準日） <u>当社は、剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、これを行うことができる。</u></p>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 23 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 29 日（株主総会終結後）

以 上